

春日井市予防査察規程実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、春日井市予防査察規程（昭和63年3月31日消本訓令第1号。以下「規程」という。）第18条の規定により必要な項目について定める。

(検査の種別)

第2条 規程第2条の査察について立入検査の種別を次に定め、効率的な査察を行うこと。

- (1) 全体検査 政令危険物施設を除く敷地全体の査察対象物に対し規程第7条の事項について行う立入検査をいう。
- (2) 部分検査 全体検査を行う査察対象物の状態から必要な事項についてのみ行う立入検査をいう。
- (3) 自主管理確認票検査 自主管理確認票の提出によって立入検査に代える検査をいう。
- (4) 部分検査と自主管理確認票検査を連続して行うことはできない。

2 特別査察については、全体検査で行う。

(自主管理確認票検査の条件)

第3条 前条第1項第3号の自主管理確認票検査を実施できる査察対象物は、非特定用途の第1種・第2種査察対象物で過去の立入検査において不備事項（軽微な不備事項なもの、継続がないものを除く。）がなく各種届出が提出されている査察対象物とする。

- (1) 防火対象物等の管理状況の確認について（第1号様式その1）を関係者に送付、又は持参し、同封の自主管理確認票の該当事項を記載のうえ、第1号様式その2により関係者が提出する。
- (2) 自主管理確認票が未提出、又は内容に不備が認められるときは必要に応じ立入検査を実施する。

2 前項に掲げる軽微な不備事項とは次に掲げるものをいう。

- (1) 部分的に消火器の標識が設置されていないもの。
- (2) 各階で4分の1以下にわたり表示灯、誘導灯の不点灯があるもの。
- (3) 防火管理者が選任され、その責務を果たしているが届出がされていないもの。
- (4) その他口頭により即時改修が可能なもの。

3 第1項に掲げる継続がないものとは、前回の立入検査の不備事項及び前々回の立入検査の不備事項に継続がないものをいう。

(他の行政機関との連携)

第4条 査察員は、規程第4条の査察を行い、その結果、他の法令に不適合の疑いがある部分が認められたときは、第2号様式その1により予防課長に報告する。予防課長は、第2号様式その2により主管行政庁に報告し、連携を図り、改善指導に努める。

(査察対象物区分)

第5条 削除

(立入検査実施区分)

第6条 立入検査の実施区分を次に定める。

- (1) 消防署及び各出張所は、管内の第1種査察対象物及び第2種査察対象物が存する敷地単位で実施する。
- (2) 予防課は、特別第1種査察対象物、スプリンクラー設備設置防火対象物、水噴霧消火設備設置防火対象物、泡消火設備（固定式）設置防火対象物、不活性ガス消火設備（固定式）設置防火対象物、ハロゲン化物消火設備（固定式）設置防火対象物、粉末消火設備（固定式）設置防火対象物、延べ面積1万平方メートル以上の防火対象物、高蔵寺ニュータウン内の共同住宅特例を受けた5階建て以下の共同住宅、令別表第1(6)項イ(1)から(3)に掲げる防火対象物、令別表第1(6)項ロに掲げる防火対象物又は令別表第1(6)項ハに掲げる防火対象物のうち利用者の就寝を伴うもの及び第5種査察対象物が存する敷地で実施する。
- (3) 第2種査察対象物のうち延べ面積150㎡未満の令別表第1(3)項、第3種査察対象物、防火対象物の敷地外の第4種査察対象物については、消防長が必要と認める場合に立入検査を実施する。

(査察実施サイクル)

第7条 規程第5条の査察計画の作成にあたり、査察対象物区分ごとの査察実施サイクルは、別表1による。

- 2 査察計画は防火対象物の自主管理状況、過去の立入検査結果を考慮して計画をし、年間月別査察計画書（第3号様式）により消防長に報告する。
- 3 前項の査察計画に基づく査察については、火災発生状況や社会情勢等を考慮して効果的に執行できるよう配慮する。

(検査の効率化)

第8条 査察員は査察執行にあたって、事前の検討事項について精査し、規程第7条の査察事項について、検査の実施の際は全体検査項目リスト（第4号様式）、又は部分検査項目リスト（第5号様式）を活用し効率的な査察を行うこと。

(情報管理)

第9条 規程第10条の立入検査結果の処理については、情報を整理し、予防情報システム（以下「予防情報」という。）への入力を行い、防火対象物検査記録表（第7号様式）に所属長の決裁を受けるとともに、機密の保護等に配慮すること。

（査察台帳等）

第10条 規程第18条に定める必要な文書の様式及び査察台帳を整理する関係書類は、春日井市危険物事務処理規程(昭和52年春日井市消防本部訓令第1号)に定めるもののほか、次のとおりとする。

- (1) 防火対象物調査台帳（予防情報から出力される様式）
- (2) 棟別概要表（予防情報から出力される様式）
- (3) 事務処理経過記録表（第6号様式）
- (4) 防火対象物検査記録表（第7号様式）
- (5) 指導経過事項等記録表（第8号様式）
- (6) 追跡調査台帳（第9号様式）
- (7) 追跡調査報告書（第10号様式）
- (8) 査察実施結果報告書（第11号様式その1からその5）
- (9) 追跡調査・改修（計画）報告書提出対象物一覧表（第12号様式）

（結果報告）

第11条 削除

（改修・計画報告）

第12条 改修（計画）報告書は、違反処理移行の前提となるものであり、別表2に示す重大な基準違反を通知する査察結果通知書及び勧告書を交付したとき、又は履行の確認が必要なときに提出を求めるものとする。

2 改修（計画）報告書の報告期限は、指示事項の内容により10日から30日以内とする。

3 第1項により改修（計画）報告書の提出を指示したときは、追跡調査・改修（計画）報告書提出対象物一覧表（第12号様式）により提出（調査）時期の管理を行うものとする。

（追跡調査）

第13条 規程第12条の追跡調査は、立入検査等により指摘した不備欠陥事項が別表2に示す重大な基準違反に該当する査察対象物に対して行うものとし、査察結果通知書送付後、又は勧告書の交付後も改修の報告及び改修（計画）報告書の提出がない査察対象物に対して行うこと。

2 前項の追跡調査を行った結果については、規程第12条第2項に定める処理を行い、追

跡調査台帳（第9号様式）に所属長の決裁を受けること。

- 3 所属長は、前項の報告において必要があると認めるときは、追跡調査報告書（第10号様式）により、予防課長へ報告すること。

（勧告書の交付）

第14条 規程第11条の勧告書の交付は、予防課が実施する。

- 2 規程第11条第2項の受領書は、春日井市火災予防違反処理規程（平成15年消防本部訓令第2号）第21条の規定を準用する。

（資質向上）

第15条 査察員は、知識・技術を習得し、適正な査察業務の推進を図るとともに、査察行政に対する信頼を高めるよう努めること。

- 2 予防課長は、必要に応じ査察員に対する教養の徹底、研究会の開催及び自己啓発の涵養により、査察員の資質向上に努めること。

（査察台帳の管理）

第16条 査察員は、防火対象物に関する次の資料を敷地ごとに一括編てつする。

- (1) 規程及び要綱で定める様式
- (2) 予防情報で出力される様式
- (3) 立入検査関係資料
 - ア 査察結果通知書（写）
 - イ 改修（計画）報告書
 - ウ 他行政庁に対する通知書（写）
 - エ 資料提出命令書（写）
 - オ 報告徴収書（写）
 - カ 受領書（写）
 - キ 消防用設備等（特殊消防用設備等）点検結果報告書
 - ク 工事整備対象設備等着工届出書
 - ケ 消防用設備等（特殊消防用設備等）設置届出書
 - コ 消防用設備等の特例基準の適用願
 - サ 消防法第9条の3の届出書
 - シ 春日井市火災予防条例第44条、第46条による届出書
 - ス その他査察執務上必要と認められる資料
- (4) 同意関係資料
 - ア 消防用設備等又は特殊消防用設備等の工事計画書

イ 春日井市火災予防条例施行規則第3条第2項による申請書

ウ その他査察執務上必要と認められる資料

(5) 違反処理に係る文書及び資料等で結了したもの

附 則

この要綱は、平成15年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年8月6日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の春日井市予防査察規程実施要綱の規定は、平成24年4月1日以後に行う査察について適用し、同日前に行う査察については、なお従前の例による。

3 この訓令の施行の際、現に改正前の春日井市予防査察規程の規定に基づいて調製されている用紙類は、改正後の規定にかかわらず、当分の間、そのまま又は所要の訂正をして使用することがある。

附 則

この要綱は、平成26年5月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和元年10月1日から施行する。

附 則

1 この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

2 この要綱の施行の際、改正前の春日井市予防査察規程実施要綱の規定に基づいて調製されている用紙類は、改正後の春日井市予防査察規程実施要綱の規定にかかわらず、当分の間、そのまま又は所要の訂正をして使用することがある。

別表 1 (要綱第 7 条関係)

査察区分	用途	サイクル
特別第 1 種査察対象物		3 年に 1 回
第 1 種査察対象物	特定用途	3 年に 1 回
	非特定用途	5 年に 1 回
第 2 種査察対象物	特定用途 (延べ面積 150 m ² 未満の 3 項を除く)	3 年に 1 回
	非特定用途	5 年に 1 回
	延べ面積 150 m ² 未満の 3 項	消防長が火災予防上必要と認めるとき
第 3 種査察対象物	特定用途	消防長が火災予防上必要と認めるとき
	非特定用途	
第 4 種査察対象物	対象物敷地外少量危険物	
第 5 種査察対象物	政令危険物施設	3 年に 1 回

別表2 改修（計画）報告・追跡調査を行う重大な基準違反

項 目	不 備 内 容
消防用設備等 (特殊消防設備等) 点検	消防用設備等点検の未実施又は未報告である場合 (自動火災報知設備設置対象物で消防用設備等のいずれかが機能していないものに限る。)
防火対象物点検	防火対象物点検報告の未実施又は未報告である場合
防災管理点検	防災管理点検の未実施又は未報告
防火管理者	防火管理者が未選任の場合 統括防火管理者が未選任の場合
防災管理者	防災管理者が未選任の場合 統括防災管理者が未選任の場合
自衛消防組織	自衛消防組織の設置がされていない場合
消火器	防火対象物又はその部分が全体にわたり未設置の場合
屋内消火栓設備	ア 防火対象物の1の階が全体にわたり未設置の場合 イ 1の未警戒区域の床面積が500㎡以上となる場合 ウ 1の未警戒区域の床面積が義務設置床面積の合計の過半となる場合 エ 加圧送水装置の送水機能又は配管等の不良により全く加圧できない場合 オ 遠隔起動装置が防火対象物又はその部分の全体にわたり不良の場合 カ 主電源の遮断等により正常に機能しない場合 キ 非常電源が未設置の場合 ク ホース、ノズルが未設置の場合
スプリンクラー 設備	ア 防火対象物の1の階が全体にわたり未設置の場合 イ 1の未警戒区域の床面積が100㎡以上となる場合 ウ 加圧送水装置の送水機能又は配管等の不良により全く加圧送水できない場合 エ 主電源の遮断等により正常に機能しない場合 オ 非常電源が未設置の場合
水噴霧消火設備	ア 防火対象物の1の階が全体にわたり未設置の場合

<p>泡消火設備</p>	<p>イ 加圧送水装置の送水機能又は配管等の不良により全く加圧送水できない場合</p> <p>ウ 主電源の遮断等により正常に機能しない場合</p> <p>エ 非常電源が未設置の場合</p>
<p>不活性ガス消火設備 ハロゲン化物消火設備 粉末消火設備</p>	<p>ア 防火対象物の1の階が全体にわたり未設置の場合</p> <p>イ ボンベ、配管等の機能不良により全く消火剤を放出できない場合</p> <p>ウ 主電源の遮断等により正常に機能しない場合</p> <p>エ 主音響装置の音響が聞き取れない場合</p> <p>オ 防護区画の不良により有効に火災を消火できない場合</p> <p>カ 非常電源が未設置の場合</p>
<p>屋外消火栓設備</p>	<p>ア 防火対象物又はその部分が全体にわたり未設置の場合</p> <p>イ 1の未警戒区域の床面積が1000㎡以上となる場合</p> <p>ウ 1の未警戒区域が義務設置床面積の合計の過半となる場合</p> <p>エ 加圧送水装置の送水機能又は配管等の不良により全く加圧送水できない場合</p> <p>オ 遠隔起動装置が防火対象物又はその部分の全体にわたり不良の場合</p> <p>カ 主電源の遮断等により正常に機能しない場合</p> <p>キ 非常電源が未設置の場合</p> <p>ク ホース、ノズルが未設置の場合</p>
<p>自動火災報知設備</p>	<p>ア 防火対象物の1の階が全体にわたり未設置の場合</p> <p>イ 1の未警戒区域の床面積が義務設置床面積の過半となる場合で、当該未警戒区域の床面積の合計が100㎡以上の場合</p> <p>ウ 音響装置の音響が防火対象物又はその部分の全体にわたり聞き取れない場合</p> <p>エ 感知器回路の遮断等により防火対象物又はその部分の全体にわたり火災感知が不能の場合</p> <p>オ 主電源の遮断等により正常に機能しない場合</p> <p>カ 非常電源が未設置の場合</p>

ガス漏れ火災警報設備	<p>ア 防火対象物の1の階が全体にわたり未設置の場合</p> <p>イ 未設置箇所の合計が防火対象物又はその部分の義務設置箇所の全体となる場合</p> <p>ウ 音響装置の音響が防火対象物又はその部分の全体にわたり聞き取れない場合</p> <p>エ 検知器回路の障害等により防火対象物又はその部分の全体にわたり検知が不能の場合</p> <p>オ 主電源の遮断等により正常に機能しない場合</p> <p>カ 非常電源が未設置の場合</p>
漏電火災警報器	<p>ア 防火対象物の全体にわたり未設置の場合</p> <p>イ 漏電火災警報器のすべてについて音響装置の音響が聞き取れない場合（遮断機能に支障がないものは除く。）</p> <p>ウ 漏電火災警報器のすべてについて主電源の遮断等により正常に機能しない場合</p>
非常警報設備	<p>ア 防火対象物の1の階が全体にわたり未設置の場合</p> <p>イ 音響装置の音響が防火対象物又はその部分の全体にわたり聞き取れない場合</p> <p>ウ 主電源の遮断等により正常に機能しない場合</p> <p>エ 非常電源が未設置の場合</p>
避難器具	<p>ア 防火対象物の1の階が全体にわたり未設置の場合</p> <p>イ 1の階のすべての避難器具が使用不能の場合</p>
誘導灯	<p>ア 防火対象物の1の階が全体にわたり未設置の場合（当該階の床面積が150㎡未満のものを除く）</p> <p>イ 1の階のすべての誘導灯について主電源（非常電源を含む）の容量不足により識別不能である場合（当該階の床面積が150㎡未満のものを除く）</p>
消防用水	防火対象物の全体にわたり未設置（未包含）の場合
連結送水管	<p>ア 防火対象物の全体にわたり未設置の場合</p> <p>イ 送水口及び1の階のすべての放水口が障害等により使用不能の場合</p> <p>ウ ホース、ノズルが未設置の場合</p>

連結散水設備	ア 防火対象物の1の階の過半が未設置及び使用不能の場合 イ 送水口が障害等により使用不能の場合
--------	--

第1号様式（要綱第3条関係）

（その1）

第 号
年 月 日

様

春日井市消防長

印

防火対象物等の管理状況の確認について（照会）

日頃は、消防行政にご協力いただきありがとうございます。

あなたが管理・占有・所有されている下記施設は、本来なら立入検査を実施する計画であります。管理状況が極めて良好と思われ、別添え自主管理確認票をもって立入検査に換えることとしました。

つきましては、年 月 日までに該当事項を記載のうえ、送付していただきますようお願いします。

なお、送付されないとき、または記載内容から判断し不備事項が予想されるときは立入検査を実施します。

また、不明な点がありましたら問い合わせ先までご連絡ください。

今後も、火災発生の防止や火災の拡大防止策等を更に図っていただきますようお願いいたします。

- 1 所在地
- 2 名称
- 3 用途

問い合わせ先 春日井市消防
担当

電話

第1号様式（要綱第3条関係）

（その2）

年 月 日

（宛先）

春日井市消防長

関係者

職

氏名

防火対象物等の管理状況の確認結果について

年 月 日付けで照会のあったことについては、別添え自主管理確認票のとおりです。

なお、下記の氏名等は 変更になっています。

変更になっていません。

- 1 責任者職
- 2 責任者氏名
- 3 電話番号
- 4 防火管理者
- 5 消防計画届出

自主管理確認票

「回答にあたっての注意事項」

- 1 この確認票は、管理権原者（所有者など建物の管理権原を有している人）又は、防火管理者が記入してください。
- 2 質問は、全部で問1から問16まであります。
- 3 回答は、直近の立入検査日以降の状況についてお答えください。
（前回立入検査を実施した日 年 月 日実施）
- 4 回答方法は、あてはまる項目の□内にレ印付けるものと、（ ）内に記入するものがあります。
- 5 該当しない項目は、未記入でお願いします。

問1 規模の大小にかかわらず、建物の増改築、模様替え、用途変更等、何らかの工事をしましたか。

工事をした 工事をしない

→ 工事日 (年 月 日)

→ 工事内容 {

問2 火を使用する設備・器具の新設、増設や取替工事をしましたか。

した しない

→ 工事日 (年 月 日)

→ 工事内容 {

問 3 建物内の事業所で代表者または、業態の変更はありますか。

あり なし



変更状況は記入例を参考にして記入してください。

[従前の状況]

[現在の状況]

階数	事業所名		業態	事業所名	代表者名・電話
2	春日井商事 (事務所)	→	飲食店	春日井ラーメ ン	春日井太郎 85-6388
		→			
		→			

※ 記入欄が不足する場合は、別紙で回答願います。

[確認事項]

建物の増築、模様替え、用途変更等や火を使用する設備・器具の新設等は、消防用設備等の設置義務が生じたり、各種届出が必要となる場合があります。

問 4 建物に設置されている消防用設備等については、6カ月または、12カ月ごとの点検が、法令により義務付けられています。この法定点検を実施していますか。

いる いない

↓ 実施予定日 (年 月 日頃)

点検は、誰が実施していますか。

→ 自社の社員が実施 点検業者に委託 その他 ()

点検の際、防火管理者または、担当者等が立会っていますか。

→ いる いない

→ 点検の結果、不備欠陥事項が指摘された場合の改修はどのようにしていますか。

[]

問 15 タバコの吸殻は、火が完全に消えてから処理することを徹底していますか。

徹底している

徹底していない

└─▶ 今後、どのような対策を講じますか。

[]

問 16 最近、放火火災が多く発生しています。何らかの放火対策を講じていますか。

講じている

講じていない



具体的には、どのように行っていますか。

定期的に巡回をしている 使用していない部屋を施錠している

建物の外周部に物を置かないよう徹底している

その他 ()

[確認事項]

あなたの建物から「火事を出さない」「火事を出しても被害を拡大させない、また、人命の安全を確保する」ために火気使用設備・器具やその周囲及び避難経路の確保の状況等、火災予防上必要な項目について自主検査を実施することが法令で義務づけられ、実施要領等については消防計画に定めることになっています。問 10 から問 16 の質問は、その中でも、従業員等の「うっかりミス」から発生する火災や放火火災が増加している現状を踏まえ、日頃から自主検査を行うべき重要項目です。火災予防対策を推進するために、再度、消防計画の内容を確認し、自主検査の徹底を図る必要があります。

[ご意見・ご質問がありましたら、ご記入ください]

第2号様式（要綱第4条関係）

（その1）

年 月 日

予 防 課 長 様

所 属

階 級

氏 名

法令不適合の疑いのある建築物について（報告）

次の建築物について、 年 月 日消防法第4条に基づく立入検査を実施したところ、 法令不適合の疑いがある部分が認められますので報告します。

1 名 称

2 所 在 地

3 関 係 者

4 用 途

5 不適合の疑いがある部分の内容

第2号様式（要綱第4条関係）

（その2）

年 月 日

様

予 防 課 長

法令不適合の疑いのある建築物の調査について（依頼）

次の建築物について、 年 月 日消防法第4条に基づく立入検査を実施したところ、 法令不適合の疑いのある部分が認められますので、貴職において調査いただきますようお願いいたします。

1 名 称

2 所 在 地

3 関 係 者

4 用 途

5 調査依頼内容

（問い合わせ先 消防本部予防課 電話 ）

第4号様式(要綱第8条関係)

検査項目リスト			良
防火管理者等	・ 未選任 ・ 選解任未届 ・ 管理、監督的な地位不適(法8-1・令3)		
共同防火管理	共同防火管理協議事項	・ 未決定 ・ 一部未決定 ・ 未変更 ・ 未届(法8の2・令4の2・則4の2)	
	共同防火管理協議会代表者	・ 地位不適(法8の2・令4の2・則4の2)	
	統括防火管理者	・ 地位不適 ・ 資格不適(法8の2・令4の2・則4の2)	
消防計画	・ 未作成 ・ 未変更 ・ 未届 ・ 内容不適(法8-1・令4・則3)		
防火対象物の定期点検・報告	・ 未実施 ・ 未報告 ・ 記録不適 ・ 虚偽表示(法8の2の2・令4の2の2)		
自主検査	・ 未実施 ・ 記録不適 ・ 内容不適(法8-1・令3・則3)		
避難施設の管理等	避難口等に設ける戸	・ 構造不適 ・ 解錠装置不備(例40)	
	避難口・廊下避難通路・階段防火設備(防火戸)	避難障害	・ 物件存置 ・ 設備の設置 ・ 床面のつまづき、すべり(法8の2の4・令4の2の3・例40)
		防火戸	・ 障害物による閉鎖障害 ・ 可燃物の存置(法8の2の4・令4の2の4・例41)
		通路幅員不足	・ 売場 ・ 客席(例36・37・38)
	屋上広場(百貨店等)	・ 避難広場維持管理(例38)	
禁止行為	未承認	・ 喫煙 ・ 裸火使用 ・ 危険物品持込(例23)	
	承認要件	・ 位置不適 ・ 構造不適 ・ 設備不適 ・ 数量不適 ・ 火災予防措置不履行(例23)	
防災対象物品	・ ラベルの未表示 ・ 防災性能なし(法8の3)		
定員管理(劇場等)	・ 不適 ・ 表示板未設置(例39)		
火気使用取扱	・ 監督業務不履行(法8-1・令4・則3)		
工事中の防火管理	・ 消防計画未作成 ・ 管理業務不履行(法8-1・令4・則3)		
自衛消防体制(休日、夜間、昼間)	・ 未編成(法8-1・令4・則3)		
自衛消防組織(自衛消防隊)	・ 任務の周知度不適 ・ 消火活動不適 ・ 避難誘導不適 ・ 通報連絡不適 ・ 在館者に対する発災の伝達不適 ・ 救出救護不適 ・ 安全防護不適(法8-1・令4・則3)		
	防災センター	・ 未設置 ・ 資格者未配備 ・ 実務講習未受講 ・ 勤務状況 ・ 機能の理解状況 ・ 連携状況(法8-1・令4・則3)	

防火管理

消火・避難・通報訓練	・ 未実施 ・ 回数不足 ・ 内容不適 ・ 消防機関への事前通報(法8-1・8の2・令4・則3・4の2)	
教育不適	・ 従業員 ・ 受託者(法8-1・令4・則3)	
可燃物等管理	・ 放置 ・ みだりな存置(法3・5の3)	
点検・報告	・ 未実施	・ 消火器 ・ 屋内消火栓設備 ・ スプリンクラー設備 ・ 水噴霧消火設備 ・ 泡消火設備 ・ 不活性ガス消火設備 ・ 粉末消火設備 ・ 屋外消火栓設備 ・ 動力消防ポンプ設備 ・ 自動火災報知設備 ・ ガス漏れ火災警報設備 ・ 漏電火災警報器 ・ 消防機関へ通報する火災報知設備 ・ 非常ベル ・ 自動式サイレン ・ 放送設備 ・ 避難器具 ・ 誘導灯 ・ 消防用水 ・ 排煙設備 ・ 連結散水設備 ・ 連結送水管 ・ 非常コンセント設備 ・ 無線通信補助設備(法17条の3の3・則31の6)
	・ 記録保存不適	
	・ 未報告	
消防用設備等の設置	・ 未設置	・ 消火器 ・ 屋内消火栓設備 ・ スプリンクラー設備 ・ 水噴霧消火設備 ・ 泡消火設備 ・ 不活性ガス消火設備 ・ 粉末消火設備 ・ 屋外消火栓設備 ・ 動力消防ポンプ設備 ・ 自動火災報知設備 ・ ガス漏れ火災警報設備 ・ 漏電火災警報器 ・ 消防機関へ通報する火災報知設備 ・ 非常ベル ・ 自動式サイレン ・ 放送設備 ・ 避難器具 ・ 誘導灯 ・ 消防用水 ・ 排煙設備 ・ 連結散水設備 ・ 連結送水管 ・ 非常コンセント設備 ・ 無線通信補助設備(法17条の1・令10~29の3・則6~31の2の2)
	・ 一部未設置	
	・ 失効	
消火器	・ 場所不適 ・ 適応性不適(法17-1・令10・則6・7・9)	
	・ 破損 ・ 腐食 ・ 機能不良(法17-1・令10・則9)	
	標識	・ 未設置 ・ 破損 ・ 不鮮明(法17-1・令10・則9)
屋内(屋外)消火栓設備	制御盤	・ 電源遮断(法17-1・令11・19・則12) ・ 破損 ・ 操作障害(法17-1、令11. 19、則12, 22)
	加圧送水装置	○起動 ・ 直接起動不良 ・ 遠隔起動不良(法17-1・令11・19・則12・22)
		○揚水不能原因 ・ 水源水量 ・ フート弁 ・ 吸水管 ・ ポンプ(法17-1・令11・19・則12・22)
		○圧力 ・ 吐出圧力 ・ 放水圧力 ・ 放水圧力超過(法17-1・令11・19・則12・22)
		○呼水装置 ・ 自動給水装置不良 ・ 減水警報装置不良(法17-1・令11・19・則12)
		○設置場所 ・ 設置場所不良(法17-1・令11・19・則22)
	弁類開閉状況	・ 弁開閉状態不適(法17-1・令11・19・則12・22)
	消火栓箱等	○操作 ・ 扉操作障害(法17-1・令11・19・則12・22)
		○器具 ・ 撤去 ・ 破損(法17-1・令11・19・則12・22)
		○表示 ・ 不鮮明 ・ 脱落 ・ 表示灯破損 ・ 表示灯球切れ(法17-1・令11・19・則12・22)
非常電源	○非常電源 ・ 未設置 ・ 自動切替不良 ・ 開閉器表示不適(法17-1・令11・則12)	

スプリンクラー 設備	制御盤	・ 電源遮断(法17-1・令12・則14)	
		・ 破損 ・ 操作障害(法17-1・令12・則14)	
	加圧送水装置	○起動 ・ 直接起動不良 ・ 自動起動不良(法17-1・令12・則13の6・14)	
		○揚水不能原因 ・ 水源水量 ・ フート弁 ・ 吸水管 ・ ポンプ ・ 呼水槽(法17-1・令12・則13の6・14)	
		○圧力 ・ 吐出圧力 ・ 末端試験弁放水圧力(法17-1・令12・則13の6・14)	
		○呼水装置 ・ 自動給水装置不良 ・ 減水警報装置不良(法17-1・令12・則13の6・14)	
		○設置場所 ・ 設置場所不良(法17-1・令12・則13の6・14)	
	自動警報装置	・ 警報装置不良 ・ 表示装置不良 ・ 流水検知不良(法17-1・令12・則14)	
	制御弁	・ 閉鎖 ・ 操作障害 ・ 表示不適(法17-1・令12・則14)	
	弁類開閉状況・表示	・ 弁類開閉状態不適(法17-1・令12・則14)	
		・ 末端試験弁表示不適(法17-1・令12・則14)	
	ヘッド	・ 未警域 ・ 種別不適(法17-1・令12・則13の2~13の5・14)	
		・ 感知障害 ・ 散水障害(法17-1・令12・則13の2~13の5・14)	
		・ 破損 ・ 変形(法17-1・令12・則13の2~13の5・14)	
	補助散水栓	○操作 ・ 扉操作障害(法17-1・令12・則13の6)	
○器具 ・ 撤去 ・ 破損(法17-1・令12・則13の6)			
○表示 ・ 不鮮明 ・ 脱落 ・ 表示灯破損 ・ 表示灯球切れ(法17-1・令12・則13の6)			
送水口	・ 破損 ・ 変形 ・ 操作障害 ・ 表示不適(法17-1・令12・則14)		
非常電源	・ 未設置 ・ 自動切替不良 ・ 開閉器表示不適(法17-1・令12・則14)		
	防護区画等	○構造 ・ 構造不適(法17-1・令16~18)	
		○開口部自動閉鎖装置 ・ 未設置 ・ 撤去 ・ 破損 ・ 機能不良(法17-1・令16~18・則18~21)	
		○表示・標識 ・ 未設置 ・ 機能不良(法17-1・令16~18・則19~21)	
	加圧送水装置	○起動 ・ 起動不良 ・ 圧力不足(法17-1・令14・15)	
○揚水不能原因 ・ 水源水量 ・ フート弁 ・ 吸水管 ・ ポンプ(法17-1・令14・15・則16~18)			
○呼水装置 ・ 自動給水装置不良 ・ 減水警報装置不良(法17-1・令14・15・則16~18)			
○設置場所 ・ 設置場所不良(法17-1・令14・15・則16~18)			

水噴霧消火設備等(水噴霧・泡・不活性ガス・ハロゲン化物・粉末消火設備)	弁類開閉状況	・ 弁類開閉状態不適(法17-1・令14~18)	
	貯蔵容器等	○位置・場所 ・ 位置不適 ・ 場所不適(法17-1・令15~18・則19~21)	
		○消火(薬)剤 ・ 量不足 ・ 種別不適(法17-1・令15~18・則18~21)	
	制御盤等	・ 破損 ・ 腐食 ・ 操作障害(法17-1・令15~18・則18~21)	
		・ 電源遮断(法17-1・令14~18)	
		・ 位置不適 ・ 場所不適 ・ 種別不適(法17-1・令14~18・則16~21)	
	起動装置	・ 破損 ・ 操作障害 ・ 連動機能不良 ・ 移報機能不良 ・ 表示機能不良(法17-1・令14~18・則14~21)	
		・ 位置 ・ 種別 ・ 切替状態不適(法17-1・令14~18・則16~21)	
		・ 破損 ・ 操作障害 ・ 表示不適(法17-1・令14~18・則16~21)	
		○防護措置 ・ 未設置 ・ 措置不適(法17-1・令14~18・則16~21)	
	ヘッド等	○火災感知装置の感知ヘッド ・ 未警戒 ・ 感知障害 ・ 破損 ・ 脱落(法17-1・令14~18・則16~21)	
		・ 未設置 ・ 設置数不足(法17-1・令14~18・則16~21)	
		・ 放射障害(法17-1・令14~18・則16~21)	
	配管・弁類	・ 破損 ・ 脱落 ・ 腐食(法17-1・令14~18・則16~21)	
		・ 破損 ・ 操作障害(法17-1・令14~18・則16~21)	
警報・電源	・ 開閉状態不適(法17-1・令14~18・則16~21)		
	○音響警報装置 ・ 種別不適 ・ 鳴動不良(法17-1・令14~18・則16~21)		
排出装置	○非常電源 ・ 未設置 ・ 自動切替不良 ・ 開閉器表示不良(法17-1・令14~18・則16~21)		
ホースリール等	・ 未設置 ・ 破損(法17-1・令14・則16・17・19)		
移動式設備	・ 未設置 ・ 破損 ・ 亀裂 ・ 操作障害(法17-1・令14~18・則16~21)		
動力消防ポンプ設備	・ 設置場所不適(法17-1・令16~18・則19~21)		
	・ 水源水量不足(法17-1・令20)		
	・ 起動不良 ・ 真空指数不良 ・ 燃料不足(法17-1・令20)		
積載器具	・ 撤去 ・ 破損(法17-1・令20)		

消防用設備等

自動火災報知設備	開閉器	・ 開閉器表示不適(法17-1・令21・則24)	
	受信機(副受信機・中継器)	・ 電源遮断 ・ 設置場所不適 ・ 操作障害 ・ 破損 ・ 警戒区域図未設置(法17-1・令21・則24・24の2)	
		○音響装置 ・ 主ベル停止 ・ 地区ベル停止(法17-1・令21・則24の2)	
		○火災表示作動試験 ・ 窓表示不良 ・ 主ベル鳴動不良(法17-1・令21・則24)	
		・ 回路導通試験不良(法17-1、令21、則24)	
		○非常電源 ・ 未設置 ・ 電圧不足 ・ 自動切替不良 ・ 開閉器表示不適(法17-1・令21・則24・24の2)	
	発信機	・ 破損 ・ 操作障害 ・ 表示灯球切れ(法17-1・令21・則24・24の2)	
	感知器	・ 未警戒(法17-1・令21・則23)	
		・ 取付位置不適 ・ 種別不適 ・ 環境不適応(法17-1・令21・則23)	
		・ 感知障害 ・ 破損 ・ 変形 ・ 腐食 ・ 脱落(法17-1・令21・則23・24の2)	
		・ 作動試験不良(法17-1・令21・則23)	
	地区音響装置	・ 破損 ・ 腐食 ・ 取付不良(法17-1・令21・則24)	
・ 鳴動不良(法17-1・令21・則24)			
ガス漏れ火災報知設備	受信機(副受信機・中継器)	・ 電源遮断 ・ 設置場所不適 ・ 操作障害 ・ 破損 ・ 警戒区域図未設置(法17-1・令21の2・則24の2の3・24の2の4)	
		○音響装置 ・ 主音響停止 ・ 警報停止(法17-1・令21の2・則24の2の4)	
		○ガス漏れ表示試験 ・ 窓表示不良 ・ 主音響鳴動不良(法17-1・令21の2・則24の2の3)	
		・ 回路導通試験不良(法17-1・令21の2・則24の2の3)	
		・ 故障表示試験不良(法17-1・令21の2・則24の2の3)	
		○非常電源 ・ 未設置 ・ 電圧不足 ・ 自動切替不良 ・ 開閉器表示不良(法17-1・令21の2・則24の2の3・24の2の4)	
	検知機	・ 未警戒(法17-1・令21の2・則24の2の3)	
		取付位置不適 ・ 種別不適 ・ 環境不適応(法17-1・令21の2・則24の2の3)	
		・ 検知障害 ・ 破損 ・ 変形 ・ 腐食 ・ 脱落(法17-1・令21の2・則24の2の3)	
	警報装置	○音響警報装置 ・ 位置不適 ・ 作動不良(法17-1・令21の2・則24の2の3)	
		○ガス漏れ表示灯 ・ 位置不適 ・ 点灯不良(法17-1・令21の2・則24の2の3)	
		・ 検知区域警報装置鳴動不良(法17-1・令21の2・則24の2の3)	

漏電火災警報器		・ 電源遮断(法17-1・令22)	
		・ 警報器種別不適(法17-1・令22・則24の3)	
		・ 音響装置鳴動不良(法17-1・令22則24の3)	
		・ 検出漏洩電流設定値不適(法17-1・令22・則24の3)	
消防機関へ通報する火災報知設備		・ 電源遮断 ・ 開閉器表示不適(法17-1・令23・則25)	
	発信機	・ 設置位置不適 ・ 標識未設置(法17-1・令23・則25)	
	予備電源	・ 未設置 ・ 自動切替不良(法17-1・令23・則25)	
		・ 設置場所不適 ・ 破損 ・ 腐食(法17-1・令23・則25)	
非常ベル・自動式サイレン		・ 電源遮断 ・ 開閉器表示不適(法17-1・令24・則25の2)	
	起動装置	・ 設置位置不適 ・ 表示灯球切れ ・ 視認障害(法17-1・令24・則25の2)	
	非常電源	・ 未設置 ・ 電圧不足 ・ 自動切替不良 ・ 開閉器表示不適(法17-1・令24・則25の2)	
		・ 音響装置鳴動不良(法17-1・令24・則25の2)	
		・ 破損 ・ 腐食 ・ 脱落(法17-1・令24・則25の2)	
放送設備		・ 未設置 ・ 一部未設置(法17-1、令24)	
	増幅器等	・ 電源遮断 ・ 開閉器表示不適(法17-1・令24・則25の2)	
		○放送試験 ・ 連動不良 ・ 切替不良 ・ 選択不良 ・ 警報音鳴動不良 ・ 音声放送不良(法17-1・令24・則25の2)	
		○非常電源 ・ 未設置 ・ 電圧不足 ・ 自動切替不良 ・ 開閉器表示不適(法17-1・令24・則25の2)	
	スピーカー	・ 破損 ・ 脱落 ・ 不足(法17-1・令24・則25の2)	
		・ 放送音声不明瞭(法17-1、令24・則25の2)	
	起動装置	・ 破損 ・ 腐食 ・ 操作障害 ・ 視認障害(法17-1・令24・則25の2)	
	・ 起動不良 ・ 通話不明瞭(法17-1・令24・則25の2)		
避難器具		・ 使用不能 ・ 種類不適(法17-1・令25・則27)	
		・ 位置不適 ・ 操作障害(法17-1・令25・則27)	
	標識	・ 未設置 ・ 不鮮明 ・ 脱落(法17-1・令25・則27)	
	屋外使用障害	・ 降下空間 ・ 避難空地 ・ 固定環(法17-1・令25・則27)	
誘導灯		・ 電源遮断 ・ 開閉器表示不適(法17-1・令26・則28の3)	
		・ 位置不適 ・ 機種不適 ・ 視認障害(法17-1・令26・則28の3)	
		・ 不点灯 ・ 破損(法17-1・令26・則28の3)	
	非常電源	・ 未設置 ・ 電圧不足 ・ 自動切替不良 ・ 開閉器表示不適(法17-1・令26・則28の3)	
消防用水	吸管投入口・採水口	・ 破損 ・ 変形 ・ 操作障害 ・ 消防車接近障害(法17-1・令27)	
	水源	・ 水源水量不足(法17-1・令27)	

排煙設備		・ 電源遮断 ・ 開閉器表示不適(法17-1・令28・則30・建基法35・建基令126の3)		
		・ 排煙口閉鎖 ・ 手動解放装置 ・ 撤去 ・ 操作困難(法17-1・令28・則30 ・ 建基法35・建基令126の3)		
	開放装置機能	・手動開放装置機能不良 ・ 自動開放装置機能不良 ・ 遠隔解放装置機能不良(法17-1・令28・則30・建基法35、建基令126の3)		
	非常電源	・ 未設置 ・ 電圧不足 ・ 自動切替不良 ・ 開閉器表示不適(法17-1・令28・則30)		
連結散水設備	送水口	・ 破損 ・ 変形 ・ 操作障害(法17-1・令28の2・則30の3)		
	弁類	・ 開放状態不適 ・ 操作障害(法17-1・令28の2・則30の3)		
	散水ヘッド	・ 設置数不足 ・ 散水障害 ・ 破損 ・ 変形(法17-1・令28の2・則30の3)		
	系統図	・ 未掲出 ・ 不鮮明(法17-1・令28の2・則30の3)		
連結送水管	送水口	・ 破損 ・ 変形 ・ 操作障害 ・ 標識未設置(法17-1・令29・則31)		
	弁類	・ 解放状態不適 ・ 操作障害(法17-1・令29)		
	放水口	・ 破損 ・ 変形 ・ 操作障害(法17-1・令29・則31)		
	格納箱	・ 開閉困難 ・ 操作障害(法17-1・令29・則31)		
	放水用具	・ 撤去 ・ 破損(法17-1・令29・則31)		
	加圧送水装置		・ 電源遮断(法17-1・令29)	
			○圧力 ・ 吐出圧力不足 ・ 放水圧力不足(法17-1・令29・則31)	
			○起動 ・ 直接起動不良 ・ 遠隔起動不良(法17-1・令29・則31)	
	制御盤	・ 電源遮断(法17-1・令29・則31) ・ 破損 ・ 操作障害(法17-1・令29・則31)		
非常電源	・ 未設置 ・ 自動切替不良 ・ 容量不足 ・ 開閉器表示不適(法17-1・令29・則31)			
非常コンセント設備		・ 主電源遮断 ・ 開閉器表示不適(法17-1・令29の2)		
	保護箱	・ 開閉困難 ・ 操作障害 ・ 表示灯不点灯(法17-1・令29の2・則31の2)		
	コンセント	・ 破損 ・ 変形(法17-1・令29の2・則31の2)		
	非常電源	・ 未設置 ・ 自動切替不良 ・ 開閉器表示不適(法17-1・令29の2・則31の2)		
無線通信補助設備	保護箱	・ 開閉困難 ・ 操作障害(法17-1・令29の3・則31の2の2)		
	接続端子・接続ケーブル	・ 撤去 ・ 破損 ・ 変形 ・ 腐食(法17-1・令29の3・則31の2の2)		
管理	特例基準	・ 位置不適 ・ 構造不適 ・ 設備不適 ・ 管理不適(令32)		
	防災センター	・ 集中管理不適 ・ 構造不適 ・ 機能不適		

構造等	主要構造部	・ 構造不適(建基法27・61・62)		
	防火戸等	・ 未設置 ・ 構造不適 ・ 撤去 ・ 破損 ・ 可燃物接近(建基法27・61・62・64)		
	進入口等	○非常用の進入口 ・ 未設置 ・ 閉鎖 ・ 障害物による使用困難 ・ 構造不適(建基法35・建基令126の6・126の7)		
		○代替開口部 ・ 構造不適 ・ 閉鎖 ・ 障害物による使用困難(建基法35・建基令126の6)		
	内装不適	・ 居室 ・ 廊下 ・ 通路(建基法35の2・建基令128の4)		
	非常用エレベーター・乗降ロビー	・ 機能不良 ・ 構造不適(建基法34・建基令129の13の3)		
	仮使用	未承認(建基法7の6)		
安全設計書		未届(建基法90の3)		
防火区画	面積区画	・ 未設置 ・ 撤去(建基法36・建基令112)		
	異種用途区画	・ 未設置 ・ 撤去(建基法36・建基令112)		
	竪穴区画	・ 未設置 ・ 撤去(建基法36・建基令112)		
	地下街各構え等区画	・ 未設置 ・ 撤去(建基法35・建基令128の3)		
	区画壁・床	・ 構造不適 ・ 破損(建基法36・建基令112)		
	防火戸等	○防火戸 ・ 未設置 ・ 撤去 ・ 機能不良(建基法36・建基令112)		
		○自動閉鎖装置 ・ 未設置 ・ 撤去 ・ 機能不良(建基法36・建基令112)		
		熱(煙)感知器連動機構 ・ 未設置 ・ 撤去 ・ 機能不良(建基法36・建基令112)		
		○操作部 ・ 施錠 ・ 破損 ・ 接近困難(建基法36・建基令112)		
		○閉鎖困難 ・ 構造不適 ・ 破損 ・ 変形(建基法36・建基令112)		
	ダクト・配管	防火ダンパー	・ 未設置 ・ 撤去 ・ 構造不適(建基法36・建基令112)	
自動閉鎖装置		・ 未設置 ・ 撤去 ・ 機能不良(建基法36・建基令112)		
閉鎖		・ 障害 ・ 困難(建基法36・建基令112)		
貫通部	・ 材質不適 ・ 埋め戻し不完全(建基法3・建基令112・129の2)			
出入口	戸	・ 破損 ・ 変形 ・ 施錠戸開錠装置不適(建基法36・建基令125の2)		

建築物

	廊下	・ 幅員不足(建基法36・建基令119)		
階段	直通階段	・ 未設置 ・ 設置数不足(建基法35・建基令120・121の2・122)		
	避難階段	・ 未設置 ・ 設置数不足(建基法35・建基令122)		
	特別避難階段	・ 未設置 ・ 設置数不足(建基法35・建基令122)		
	階段・階段室・附室	・ 構造 ・ 内装一不適(建基法35・建基令123・124)		
	防火戸	○防火戸	・ 未設置 ・ 撤去 ・ 機能不良(建基法35・建基令123)	
		○自動閉鎖装置	・ 未設置 ・ 撤去 ・ 機能不良(建基法35・建基令123)	
		○熱(煙)感知器連動機構	・ 未設置 ・ 撤去 ・ 機能不良(建基法35・建基令123)	
○閉鎖困難		・ 構造不適 ・ 破損 ・ 変形(建基法35・建基令123)		
○操作部		・ 施錠 ・ 破損 ・ 接近困難(建基法35・建基令123)		
	○その他	・ 構造不適 ・ 開放方向不適(建基法35・建基令123)		
	屋上	屋上広場	・ 不確保(建基令126)	
電気設備	共通事項	設置場所	○壁・床・天井 ・ 構造不適 ・ 破損(法17-1・令11~18・21・24・26・28・29の2・則12・14・16~21・24・25の2・28の3・30・31の2の2・例11・12・13)	
			○防火戸 ・ 未設置 ・ 撤去 ・ 構造不適 ・ 破損(法17-1・令11~18・21・24・26・28・29の2・則12・14・16~21・24・25の2・28の3・30・31の2の2・例11・12・13)	
			・ 位置不適(法17-1・令11~18・21・24・26・28・29の2・則12・14・16~21・24・25の2・28の3・30・31の2の2・例11・12・13)	
			・ 漏水 ・ 浸水 ・ ガス滞留 ・ 蒸気滞留(法17-1・令11~18・21・24・26・28・29の2・則12・14・16~21・24・25の2・28の3・30・31の2の2・例11・12・13)	
		ダクト・配管貫通部	・ 材質不適 ・ 埋め戻し不完全 ・ 防火ダンパー未設置(法17-1、令11~18・21・24・26・28・29の2・則12・14・16~21・24・25の2・28の3・30・31の2の2・例11・12・13)	
	換気設備	・ 未設置		
発電設備	燃料	・ 燃料不足(法17-1・令11~18・21・24・26・28・29の2・則12・14・16~21・24・25の2・28の3・30・31の2の2)		
	排気筒	・ 構造不適(例12)		
	床・台	・ 防振措置不適(例12)		
	機器	・ 固定不良(例12)		
蓄電設備		・ 充電用電源遮断(法17-1・令11~18・21・24・26・28・29の2・則12・14・16~21・24・25の2・28の3・30・31の2の2)		
		・ 雨水等の浸入防止措置不適(例13)		
	電槽	・ 台・床材質不適 ・ 転倒防止措置不適(例13)		

配・分電盤	開閉器・配線遮断器	・ 破損 ・ 過熱(例15電技59・63)	
	ヒューズ	・ 種別不適(例15・電技14)	
配線	電線・ケーブル等	・ 施工不適 ・ 種別不適(例11・12・14・15・電技7・56・57)	
ネオン管灯設備	管灯設備	・ 位置不適 ・ 構造不適(例14)	
	管灯破損	・ 管灯破損(例14・電技59)	
	電線・ケーブル等	・ 劣化 ・ 破損(例14・電技56・57・59)	
管理	点検・測定試験	・ 未実施 ・ 記録保存不適 ・ 絶縁抵抗値不良(例11・12・13・14・15・電技58)	
		・ みだらな出入(例11・12・13)	
		・ 整備不良 ・ 清掃不良 ・ 可燃物放置(例11・12・13・15)	
設置届出		・ 未届	
位置・周囲壁体	設置位置	・ 階段付近 ・ 避難口付近 ・ 可燃物の落下・接触(例3・3の2・3の3・3の4・4・5・6・7・7の2・8・8の2・9の2)	
		位置不適(例9の2)	
	可燃性ガス・蒸気	・ 発生 ・ 滞留(例3・3の2・3の3・3の4・4・5・6・7・7の2・8・8の2・9の2・12・18・19・20・21)	
		・ 空気取入口 ・ 排気ロー面積不足(例3・3の2・3の3・3の4・4・5・6・7・7の2・8・8の2・9の2)	
	隔離距離	・ 可燃性造営材隔離距離不足 ・ 可燃性物件隔離距離不足(例3・3の2・3の3・3の4・4・5・6・7・7の2・8・8の2・9の2・18・19・20・21)	
	防火措置	・ 上部防火措置不適 ・ 側部防火措置不適 ・ 下部防火措置不適(例3・3の2・3の3・3の4・4・5・6・7・7の2・8・8の2)	
	設置場所(室)	・ 構造不適 ・ 内装不適(例3・3の2・3の3・3の4・4・5・6・7・7の2・8の2・9の2・9の2・10・10の2)	
周囲造営材	・ 過熱 ・ 炭化(法5・5の2)		
機器		・ 構造不適(例3・3の2・3の3・3の4・4・5・6・7・7の2・8・8の2・9の2・18・19・20・21)	
		・ 破裂 ・ 亀裂 ・ 燃料漏れ(例3・3の2・3の3・3の4・4・5・6・7・7の2・8・8の2・9・9の2・18・19・20・21)	
	安全防衛装置等	・ 未設置 ・ 撤去 ・ 破損 ・ 作動不良(例3・3の2・3の3・3の4・4・5・6・7・7の2・8・8の2・9の2・12・18・19・21)	
	地震動等	・ 転倒防止措置不適 ・ 破損防止措置不適 ・ 亀裂防止装置不適(例3・3の2・3の3・3の4・4・5・6・7・7の2・8・8の2・9の2・18・19・20・21)	
	自動消火設備	・ 未設置 ・ 撤去 ・ 破損 ・ 作動不良(例10の2)	

火 気 使 用 設 備 器 具	配管	・ 破損 ・ 亀裂 ・ 腐食 ・ 漏洩(例3・3の2・3の3・3の4・4・5・6・7・7の2・8・8の2液ガス則44)		
		・ 材質不適 ・ 接続部不適 ・ ホース老朽(例3・3の2・3の3・3の4・4・5・6・7・7の2・8・8の2・18・20・液ガス則44)		
	燃料タンク・容器	・ 位置不適(例3・3の2・3の3・3の4・4・5・6・7・7の2・8・8の2・9の2・12液ガス則18)		
		・ 構造不適(例3・3の2・3の3・3の4・4・5・6・7・7の2・8・8の2・9の2・12)		
		・ 保有距離不足 ・ 遮熱方法不適(例3・3の2・3の3・3の4・4・5・6・7・7の2・8・8の2・9の2・12液ガス則18)		
		・ LPG容器(20リットル以上)屋内使用(液ガス則20)		
		・ 破損 ・ 亀裂 ・ 変形 ・ 腐食 ・ 漏洩(例3・3の2・3の3・3の4・4・5・6・7・7の2・8・8の2・9の2・12・液ガス則18)		
	地震動等	・ 転倒防止措置不適 ・ 破損防止措置不適 ・ 亀裂防止措置不適(例3・3の2・3の3・3の4・4・5・6・7・8・8の2・12・18)		
	煙突排気筒等	・ 未設置 ・ 破損 ・ 亀裂(例3・3の2・3の3・3の4・4・5・6・7・7の2・8・8の2・9の2)		
		・ 支持不適(例17の2)		
		離隔距離	・ 可燃性造営材離隔距離不足(例3・3の2・3の3・3の4・4・6・7・7の2・17の2)	
		防火措置	・ 周囲防火措置不適(例3・3の2・3の3・3の4・4・6・7・7の2・17の2)	
			・ 貫通部防火措置不適(例4・17の2)	
		天蓋・排気ダクト	・ 構造不適 ・ 共用不適(例3の4)	
		油脂等除去装置	・ 未設置 ・ 撤去 ・ 構造不適(例3の4)	
	火炎伝達防止装置	・ 未設置 ・ 撤去 ・ 構造不適(例3の4)		
	管理	・ 整理清掃不良(例3・3の2・3の3・3の4・4・5・6・7・7の2・8・8の2・10・10の2・18・19・20・21)		
		・ 点検未実施 ・ 記録保存不適(例3・3の2・3の3・3の4・4・5・6・7・7の2・8・8の2・9・9の2・10の2・18)		
		・ みだらな火気の使用(例3・3の2・3の3・3の4・4・5・6・7・7の2・8・8の2・9の2・10・10の2・13・30)		
		・ 使用燃料不適(例3・3の2・3の3・3の4・4・5・6・7・7の2・8・8の2・9の2)		

基本管理	届出等	許可	・ 無許可貯蔵 ・ 無許可取扱（法10-1）	
		届出	・ 少量危険物無届（例46）	
共通事項	火気使用	・ みだりな火気の使用 ・ 火気使用時安全措置不適（例30）		
	人の出入り	・ 係員以外のみだりな人の出入り		
	危険物等の廃棄	・ くず、かす等の処置方法不適（例31の2）		
	遮光、換気、温・湿度、圧力監視	・ 遮光不適 ・ 換気不適 ・ 温度不適 ・ 湿度不適 ・ 圧力不適（例31の2）		
	漏れ、あふれ、飛散防止措置	・ 取扱い不適 ・ 防止措置不適 ・ 防止措置なし（例31の2）		
	変質防止措置	・ 取扱い不適 ・ 防止措置不適 ・ 防止措置なし（例31の2）		
	容器の管理	・ 亀裂 ・ 破損 ・ 腐食 ・ 材質不適 ・ 転倒落下等の粗暴な行為（例30）		
	綿花類等の管理	・ 転倒落下防止措置なし ・ 転倒落下防止措置不適 ・ 飛散防止措置なし ・ 飛散防止措置不適		
	その他の管理	・ 整理整頓不適 ・ 危険場所で火花を発生する機器等の使用 ・ 保護液中の危険物の露出 ・ 修理時等の安全措置不適 ・ タンク内危険物収納量不適 ・ ためます等内危険物処理不適（例30、31の2）		
接触混合危険	・ 接近 ・ 接触 ・ 混合 ・ 過熱 ・ 摩擦 ・ 衝撃 ・ 実験時措置不適（例31の2）			
貯蔵管理	容器及び収納	・ 内装容器等不適 ・ 容器表示なし ・ 容器表示不適 ・ 収納の基準不適（例31の2）		
	貯蔵方法等	・ 貯蔵時積み重ね高さ不適 ・ 貯蔵高さ不適（架台） ・ 戸棚等固定不良 ・ 容器の転倒落下防止措置不適 ・ 他物品落下のおそれ（例31の2）		
	集積単位等	・ 集積単位不適 ・ 集積単位相互間距離不適 ・ 集積郡相互間距離不適		
	集積代替散水設備	・ 撤去 ・ 破損 ・ 機能不良		
	集積代替水幕設備	・ 撤去 ・ 破損 ・ 機能不良		
取扱管理	消費等	・ 吹付場所不適 ・ 焼入温度不適 ・ 洗浄廃液等の処置不適 ・ パーナーの後だれ ・ 加熱、乾燥方法不適（例31の2）		
空地等	空地	空地不確保	・ 建築物 ・ 工作物 ・ その他（例31の3）	
		代替防火へい等	・ 撤去 ・ 破損（例31の3）	

少量危険物	建築物等(ポン室含む)	主要構造部等	壁・柱・床・隔壁・ひさし・天井・区画	・ 撤去 ・ 破損 ・ 変形 ・ 構造不適 (例31の3)	
		出入口等	防火戸・網入りガラス・ドレンチャ―設備	・ 撤去 ・ 破損 ・ 変形 ・ 構造不適 ・ 機能不良 (例31の3)	
		流出防止措置	しきい・囲い・排水溝・ためます・油分離装置	・ 撤去 ・ 破損 ・ 亀裂 ・ 構造不適 ・ 機能不良 (例31の3)	
		採光	採光・照明	・ 撤去 ・ 破損 ・ 構造不適 ・ 機能不良 (例31の3)	
		換気設備等	換気設備 排出設備	・ 撤去 ・ 破損 ・ 構造不適 ・ 機能不良 (例31の3)	
		標識等	標識・掲示板	・ 未設置 ・ 撤去 ・ 不鮮明 ・ 記載内容不適 (例31の2)	
		架台(ラック)		・ 破損 ・ 腐食 ・ 固定不良 ・ 構造不適 ・ 落下防止措置不適 ・ 材質不適 (例31の3)	
タンク	基礎等	基礎・架台・支柱・ふた・固定措置	・ 沈下 ・ 破損 ・ 腐食 ・ 固定不良 (例31の4、31の5、31の6)		
	本体		・ 亀裂 ・ 破損 ・ 変形 ・ 腐食 ・ 塗装剥離 ・ 防食措置不適 (例31の4、31の5、31の6)		
	通気管等	通気管・安全装置・引火防止装置	・ 撤去 ・ 亀裂 ・ 破損 ・ 機能不良 (例31の4、31の5、31の6)		
	覚知装置等	量覚知装置(液面計等)	・ 破損 ・ 機能不良 (例31の4、31の5)		
		量警報装置	・ 未設置 ・ 撤去 ・ 機能不良 (例31の4、31の5)		
	注入口等	注入口計量器	・ 破損 (例31の4、31の5、31の6)		
	漏洩検査管		・ 開蓋不良 ・ つまり ・ 破損 ・ 撤去 (例31の5)		

タンク以外の 取扱い設備等	地盤面	・ 沈下 ・ 亀裂 ・ 破損 (例31の3)		
	製造、取扱い設備の基礎架台	・ 破損 ・ 腐食 ・ 固定不良 ・ (例31の3)		
	製造等設備本体	製造設備・消費設備 加熱設備・冷却設備 乾燥設備・給油設備 注油設備・ポンプ設備 その他の設備	・ 亀裂 ・ 破損 ・ 変形 ・ 腐食 ・ 機能不良 ・ 撤去 ・ 接合部ゆるみ (例31の2)	
	配管	配管 緩衝装置	・ 塗装剥離 ・ 腐食 ・ 亀裂 ・ 破損 ・ 接合部のゆるみ (例31の2)	
	弁等	弁 点検箱	・ 撤去 ・ 破損 ・ パッキン不良 ・ 接合部のゆるみ ・ 材質不適 (例31の2)	
	安全装置等	温度計 圧力計 温度制御装置 圧力安全装置 その他の安全装置	・ 撤去 ・ 破損 ・ 機能不良 (例31の2)	
電気設備 消防設備等	電気設備	配電盤、制御盤 コンセント、電動機 照明設備 その他の設備	・ 損傷 ・ 機能不良 ・ 絶縁不良 ・ 設置不良 ・ 構造不良 (例31の2)	
	配線	・ 損傷 ・ 破損 ・ 構造不良 (例31の2)		
	静電気除去装置	・ 未設置 ・ 破損 ・ 機能不良 (例31の2)		
	消火設備等	消火設備	・ 未設置 ・ 撤去 ・ 失効 ・ 破損 ・ 腐食 ・ 電源遮断 ・ 機能不良 ・ 防火区画不適 (令11、12、13)	
消火器具		・ 未設置 ・ 撤去 ・ 失効 ・ 破損 ・ 腐食 ・ 機能不良 (令10)		

第5号様式(要綱第8条関係)

部 分 検 査 項 目 リ ス ト		判定	概要
防火管理関係	選任義務の有無	(1) 防火管理者の選任義務はあるか。また、選任、届出されているか。	
	消防計画の内容	(1) 自衛消防隊の編成などの変更がないか。	
	防火管理業務の実施業況	(1) 消防計画に基づく訓練を実施し、事前に届け出ているか。	
		(2) 自主検査が実施されているか。	
(3) 防火区画・避難階段等に設けられている防火戸の閉鎖障害がないか。(法8の2の4)			
	(4) 物件存置等による避難口・廊下・階段・通路等の避難障害がないか。(法8の2の4)		
消防用設備等	用途・面積の変更	(1) 建物の増改築、又は接続による面積の増減はあるか。	
		(2) 間仕切り変更による各設備の未包含部分はないか。	
		(3) 開口部の変更による無窓階判定の影響はないか。	
		(4) 建具や内鍵の変更による避難障害はないか。	
	点検結果報告書	(1) 消防用設備の点検報告は実施されているか。未実施の場合、各設備の主たる機能は維持されているか。	
	(2) 不備事項があった場合、それが改善されているか。(法17-1)		
火気使用設備	(1) 周囲造営材に炭化等の異常はないか。(法5・5の2)		
	(2) 厨房のグリスフィルター等の清掃が適切に実施されているか。(例)		
その他	(1) 防災物品は使用されているか(法8の3)		
	(2) 許可・届出以外の危険物等はあるか。		
	(3) 所有者・占有者等に変更がないか。		

第7号様式 (要綱第10条関係)

防火対象物検査記録表

検査日	年 月 日 時 分	長	補 佐	
対象物名称				
査察員職氏名				
査察員職氏名				
査察員職氏名				
立会者職氏名		通知書交付	交付・無	
検査種別	全体 ・ 部分 ・	自主管理確認票		

第8号様式 (要綱第10条関係)

敷地名称	
年 月 日	指 導 経 過 事 項 等 記 録 表

第9号様式（要綱第10条関係）

追跡調査台帳

敷地名称（コード）	（ ）		長	補佐	
棟名称（コード）	（ ）				
追跡調査年月日	年	月	日（ ）	時	分
立会者職氏名					
調査員職氏名					
指導内容又は改修状況					

年 月 日

予 防 課 長 様

所 属
職 名
氏 名

追 跡 調 査 報 告 書

調査実施日時	年 月 日 時 分		
違反者	住所	職業	
	氏名	年齢	年 月 日生 歳
対象物の 状 況	所在地 名 称 用 途 構造規模等 地上 階 構造 延面積 . m ²		
処理区分		違反条項	
違反事実			
過去の 査察結果			
調査担当 者の意見			
参考事項			

平成15年 5月10日

予 防 課 長 様

所 属 消防署
職 名 消防士長
氏 名 春日井 太郎

追 跡 調 査 報 告 書

調査実施日時	平成15年 4月 1日 午後1時30分			
違反者	住所	春日井市松本町2丁目9番地の3	職業	株式会社 ITHO 代表取締役
	氏名	伊藤 勝成	年齢	昭和34年1月22日生44歳
対象物の状況	所在地 春日井市梅ヶ坪町109番地の1 名称 株式会社 ITHO 春日井店 用途 4項 (物品販売店舗) 構造規模等 地上2階 その他構造 延べ面積 850.05㎡			
処理区分	未記入	違反条項	消防法第8条 消防法第8条の2の4 消防法第17条第1項 消防法施行令第11条第1項2項 消防法第17条3の3	
違反事実	防火管理者未選任、未届（関係者に資格取得及び届出有無について聴取、届出情報で確認した。） 屋内消火栓設備未設置（増築部分を含めて全体の延べ面積を測定した。）建物全体 消防用設備等の法定点検未実施（関係者に実施の有無について聴取、届出情報で確認した。） 主要避難通路未設置、避難口に物件の存置（通路幅1m、避難口に什器存置を現場で確認した。） （平成15年3月1日立入検査で確認、平成15年4月1日追跡調査）			
過去の 査察結果	昭和63年2月11日 防火管理者未選任、法定点検未実施 平成9年5月25日 防火管理者未選任、法定点検未実施、主要避難通路未設置			
調査担当 者の意見	昭和60年5月に延べ面積650㎡で使用開始し、平成10年9月に200㎡の増築をおこなった。 また、使用開始してから設置されている消火器、自動火災報知設備、誘導灯の法定点検が一度も実施 されず、防火管理者未選任、消防計画未作成、の不備が18年継続している。平成15年3月1日立 入検査を実施したところ店内においては、主要避難通路が設置されておらず、避難口に商品が存置さ れ避難障害となっている。平成10年9月の増築した旨の関係者の聴取により面積を測定したところ、 延べ面積850.05㎡であり屋内消火栓設備が必要となり不備事項の改修のため改修（計画）報告 書の提出を指導したが、提出されず、平成15年4月1日の追跡調査において再度、改修について指 導したところ資金難を理由に従わず、改修（計画）報告書も提出されていない。			
参考事項				

追跡調査報告書留意事項

- 1 追跡調査報告書は、勧告、警告、命令等の措置の検討のため、調査担当者が違反の覚知から現在までの調査結果をまとめ、予防課に報告するものである。
- 2 違反事実欄は、違反事実について明確に記載するとともに当該違反の確認方法についても記載する。
- 3 調査担当者の意見欄は、違反に至った経過、背景、関係者の動向等について記載する。
- 4 参考事項欄は、過去の査察経過その他違反処理を行う上で参考となる事項を記載する。

